

「はい、こちら企業の
労働110番です」
電話の主は、アパレル
業界X社の人事ご担当者
様からでした。「契約社
員を募集したいのですが、
契約社員といえども、簡

用していけばいいですか」と質問をされました。
おっしゃる通り、会社としてもいつたん人を雇つた以上、すぐに辞めてもらいたくないですし、簡単に解雇することもできません。通常、契約社員は契約期間の終了より雇止めとなるため、

有期契約社員が申し込めば無期労働契約に転換されることとなりました。こういった点からも、人を採用する際の窓口の、①求人募集、②書類選考・面接、③労働契約、がより重要なってくるわけです。

法に違反します。（例外的に60歳以上の高齢者に限定して募集する場合や長期勤続によるキャリア形成を目的とした若年者等を期間の定めのない労働契約として募集する場合など年齢制限が認められるケースもあります）

できるだけ募集す

る人物像に近い人に来てもらう為には、仕事の具体的な内容や自社の社員の特徴等の表記、具体的には「20代をターゲット」とした婦人服の販売」、「結婚・出産後の主婦の方々が活躍中」などの表記で応募してくる人もかなり変わっています。

「企業は人なり」という言葉にあるように、どのような「人材」を採用するかが、企業のその後の運命を握っているといつても過言ではありません。



簡単に辞めさせたりでき
ないと同いました。でき
れば結婚しても辞めない
若い女性を募集したいの
ですが、どう募集して採

单に辞めてほしくはない
ですし、契約期間満了で
簡単に辞めさせたりでき
ないと同いました。でき
れば結婚しても辞めない
若い女性を募集したいの
ですが、どう募集して採

的ない理由、社会通念上相
対するため、X社の
求人募集を「若い（20
代）の女性」というよう
にできればいいのですが、
性別限定や年齢制限をし
てしまうことは、男女雇
用機会均等法、雇用対策

そこで、求人募集の際
狭くするため、X社の
求人募集を「若い（20
代）の女性」というよう
にできればいいのですが、
性別限定や年齢制限をし
てしまうことは、男女雇
用機会均等法の趣旨に違反

ます。ではX社の求める「結
婚しても辞めない」とい
う条件はどうでしょう。
結論から申し上げますと、
当協会では、厚生労働
大臣認可の「無料職業紹
介事業」を実施するとともに、採用する為のスキ
ルを学ぶ「採用担当者研
修」を9月27日（金）に開催
します。採用時に起り
がちな労働トラブル未然
防止の為にも、ぜひも
採用ご担当者の皆様にご
受講頂きますようご案内
申し上げます。

イラスト・森沢康代